

事 務 連 絡

令和6年10月21日

関係団体 御中

国土交通省不動産・建設産業局 土地政策課

「農地付き空き家」の手引きの改訂について（周知依頼）

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、農林水産省と協力し平成30年3月に農地付き空き家の円滑な活用に資する関連制度等を取りまとめた『農地付き空き家』の手引きを作成し、地方における空き家の利活用や移住促進等に向けた周知を図ってきたところです。

今般、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の改正（農地の権利取得に係る許可要件の見直しに伴う下限面積要件の廃止）や、最新の取組事例・制度等に対応するため、同手引きを改訂しました。

つきましては、貴会の皆様等に周知いただくとともに、農地付き空き家の流通・利活用に取り組まれる際にご活用下さい。

※本手引きは、下記国土交通省HPに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000095.html

○「農地付き空き家」の手引きに関する問い合わせ先
不動産・建設経済局 土地政策課政策第二係 当真
(TEL: 03-5253-8111 内線 30643)